

一般社団法人日本特殊教育学会 倫理問題等対応委員会規程

1. 設 置

一般社団法人日本特殊教育学会は、「一般社団法人日本特殊教育学会倫理綱領」（以下、「倫理綱領」）、「一般社団法人日本特殊教育学会ハラスメント防止ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）及び「一般社団法人日本特殊教育学会 利益相反に関する指針」（以下、「指針」）の趣旨に抵触する疑義が持たれる事態に対応するために、理事長が倫理問題等対応委員会（以下、「委員会」）を設置する。

2. 目 的

この規程は、本学会会員の活動において、「倫理綱領」「ガイドライン」又は「指針」に抵触する疑義が持たれる事態（以下、「抵触疑義の事態」）があった場合の手続き等について定めるとともに、抵触行為を防止することを目的とする。

3. 定 義

「抵触疑義の事態」とは、研究や実践活動の実施および公表に際し、倫理規定の第2章、ガイドラインの3. ならびに指針の2. に抵触する行為について、次の場合を言う。

(1) 倫理綱領、ガイドライン、指針に則り抵触疑義の事態があったと理事が判断した場合

(2) (2) 会員・非会員を問わず、疑義内容及びその理由を明示した文書が申告された場合

申告の受付窓口は、本学会事務局長とする。匿名による申告を受けた場合、それを受理するか否かは、理事長と事務局の協議の上で判断する。

4. 業 務

委員会は、「抵触疑義の事態」に関する調査および報告書の作成を行い、理事会に報告する。

2 委員会は、調査に際して調査委員会を設けることができる。

5. 委員会の設置

「抵触疑義の事態」が生起したと理事長が判断をした場合、委員会を設置する。

2 理事現在数の3分の1以上の理事は、連名をもって理事会に対し、委員会の設置を請求することができる。

3 代議員現在数の3分の1以上の代議員は、連名をもって理事会に対し、委員会の設置を請求することができる。

4 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 若干名

5 委員は複数名の理事を含む理事又は代議員より構成する。

6 委員会は抵触疑義の事態の内容に応じて、学会員以外の専門家に意見を求めることができる。

6. 委員長および委員の選出

委員長は、理事長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

2 委員は委員長が指名し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該事態が解決したと、理事会が判断するまでとする

7. 守秘義務

委員は「抵触疑義の事態」の調査の中で知り得たことは、これを他に漏らしてはならない。

8. 会議の開催

委員会は、委員長がこれを開催する。

9. 議事

委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

10. 改定

この規程の改訂は、理事会で承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は、2025 年 6 月 21 日から施行する。